

自殺の自じめとつながりは

▽心の病や自殺未遂歴などが無い ▽人間関係の軋轢や孤立感がある ▽その場合は因果関係ありと判断

生徒の自殺といじめとの関係を法的な場で争う事案が滋賀県大津市などで起きている。生徒の自殺が、いじめによるものなのかどうか、その判断は難しい。「生徒指導提要」の執筆者のひとりである牟田武生NPO法人教育研究所長に、いじめと自殺の因果関係を判断する際のポイントを聞いた。同所長は、自殺未遂歴や心の病、安心感の持てない家庭環境、喪失体験などがなく、人間関係の軋轢や孤立感がある場合には、いじめと自殺の間に因果関係があると判断してよいと指摘する。

NPO法人教育研究所 牟田武生所長に聞く

文科省の「教師が知っ」危険因子には、①自殺未遂歴②心の病③孤立感④事故傾性(事故を起こしやす傾向や性質)の4項目がある。①はリストアップやオーバードラッグ(過剰服薬)、②は統合失調症やうつ病の前期、

摂食障害などの精神疾患、③は児童生徒が教室などで居場所を失っている状態であること、④は自分自身の安全への注意を怠り、自分の健康や安全が守れないような行動をとりやすい傾きがあること――をさす。児童生徒に、これらが認められるかどうかをみて、認められる場合には自殺の危険因子が伴っているため、医療等の専門機関との連携が必要とな

る。牟田所長は、このような視点を踏まえ、▽自殺未遂歴▽心の病▽安心感の持てない家庭環境▽喪失体験▽事故傾性などがなく、人間関係の軋轢やいじめがあるといった孤立感がある場合には、いじめと自殺の間に因果関係があると判断して間違いないと指摘する。「安心感の持てない家庭環境」とは、虐待や保護者の心の病、家庭不和、

過保護、過干渉などを指す。「喪失体験」は、本人にとって大切な人や大切なものを最近なくしたかどうか把握することが必要だ。また大津市の事案で、いじめを受けた生徒の自殺を防ぐことができなかった点について同所長は「いじめはいつでも、どこでも起きているのに、最近、いじめ事件が報道されなくなった。いじめに対する教師の感度が鈍

くなっている。以前は、学校側や教師が認識しなければ、いじめと認識されなかった。文科省はそれを『学校が認識している』と認識している

のため、日頃から児童生徒の人間関係を注意深く見なければならなくなつた。ただ、大津市の場合には、被害者の生徒も父親も学校や警察に相談に行っているのにもかかわらず、対策が立てられることとはなかった」と語る。

平野博文文科相は7月17日の会見で、同日から2週間程度、同省職員3人を同市に派遣したことを明らかにした。派遣された職員は、市教委の業務への助言や県教委との連絡調整などにあたると同日の会見で文科相は、

「学校現場の鎮静化や学校関係者との意見交換を通して、再発防止に取り組みたい。これまでの調査のしくみで解決できていたのかを確認することにも、足りない場合にはその補てんを進めたい」などと語った。